

厚生労働省告示第八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの一部改正）

第一条 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 二十四年厚生労働省令第二十八号) <u>第三条第一項</u>に規定する相談支 援専門員</p> <p>四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に 関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号) <u>第三条第一項</u> に規定する相談支援専門員</p>	<p>(略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 二十四年厚生労働省令第二十八号) <u>第三条</u>に規定する相談支援専門 員</p> <p>四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に 関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号) <u>第三条</u>に規定 する相談支援専門員</p>

(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第二条 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第三条 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号) <u>第三条</u> <u>第一項</u>の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号) <u>第三条</u> <u>の規定</u>に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正)

第四条 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第六条の二</u>の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（<u>法第五条第二十三項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。</p> <p>八 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第六条の二</u>の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。</p> <p>ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（<u>法第五条第二十一項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。</p> <p>八 (略)</p> <p>二 (略)</p>

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正）

第五条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正）

第六条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次の表のように改正する

。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。)若しくは障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>五〇十三 (略)</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>十五 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>五〇十三 (略)</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>十五 (略)</p>

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村の一部改正）

第七条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村（平成二十三年厚生労働省告示第二百号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その他東日本大震災(震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。)による被害を受けた支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。)について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村(特定被災地方公共団体を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その他東日本大震災(震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。)による被害を受けた支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。)について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村(特定被災地方公共団体を除く。)</p>

（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正）

第八条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援、同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項の共同生活援助とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同生活援助とする。</p>

(良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部改正)

第九条 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 病院内で精神障害者の退院支援に関わる者は、精神障害者に必要な情報を提供した上で、精神障害者本人の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項に規定する相談支援専門員(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)や介護支援専門員(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。)等と連携しつつ、精神障害者に対する働きかけを行うとともに、精神障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>三、七 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三</p>	<p>第一 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 病院内で精神障害者の退院支援に関わる者は、精神障害者に必要な情報を提供した上で、精神障害者本人の希望等も踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援専門員や介護支援専門員等と連携しつつ、精神障害者に対する働きかけを行うとともに、精神障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>三、七 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三</p>

号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。）の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。）における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）の整備を目指す。

3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証（家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。）の活用等の居住支援に関する施策を推進する。

4・5（略）

第三（略）

一・二（略）

三（略）

1（略）

2 アウトリーチにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。）並びに相談支援専門員等の多職種が連携し、必要な医療を確保する。

号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十八項に規定する地域移行支援及び同条第十九項に規定する地域定着支援をいう。）の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会（障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。）における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）の整備を目指す。

3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム（障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）や賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証（家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。）の活用等の居住支援に関する施策を推進する。

4・5（略）

第三（略）

一・二（略）

三（略）

1（略）

2 アウトリーチにおいては、受療中断者等に対し、医師、看護職員、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師、臨床心理技術者等の医療従事者を中心としつつ、必要に応じて、保健所及び市町村保健センターの保健師及び精神保健福祉相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条に規定する精神保健福祉相談員をいう。）並びに相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する相談支援専門員及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生

四  
(略)

四  
(略)  
労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。  
(等)の多職種が連携し、必要な医療を確保する。